「日本バチカン国交樹立75周年」公式ロゴマーク使用認定基準

平成29年1月 在バチカン日本国大使館

「日本バチカン国交樹立75周年」公式ロゴマーク(以下、ロゴマーク)使用については、在バチカン日本国大使館が管理することとする。外部団体がロゴマークの使用を希望する場合には、事前に在バチカン日本国大使館に対し使用許可を申請し、承認を受けた場合のみ使用を可能とする。使用承認にあたっての条件等は以下のとおり。

1 ロゴマーク使用承認の条件

- 2 ロゴマークの使用申請・認定の流れ
- 3 使用承認の取り消し
- 4 ロゴマーク使用承認申請問い合わせ先

1 ロゴマーク使用承認の条件

- (1) 原則として2017年1月1日から2018年3月31日までの期間, バチカン市 国内において実施される事業であること。
- (2) 使用する主体が日本とバチカンの親善関係を強化し活性化させることに役立つこと。
- (3) 所定の使用申請書(ロゴマークがどのように使用されるかがわかる資料(配置図,写真など)を在バチカン日本国大使館に対し提出の上,承認を得たものであること。
- (4) 関連する行事の実施にかかる経費については、主催者が一切の責任の負うこと。
- (5) ロゴマークは配色、デザイン等を含めて変更しないこと。
- (6) ロゴマークの無断転用は行わないこと。
- (7)以下のいずれにも該当しないこと。
 - ア 特定の政治,思想,宗教等の活動の目的に使用されるもの。
 - イ 法令および公序良俗に反して使用されるもの。
 - ウ 営利事業への付与やロゴマーク商品化など、営利を主たる目的とするもの。
 - エ その他,外交上不適切と認められるもの。

2 ロゴマークの使用申請・認定の流れ

(1) 申請方法

ロゴマークの使用を希望する団体が、事業実施の1ヶ月前までに以下の書類を在バチカン日本国大使館に提出する。

- ・「日本バチカン国交樹立75周年」記念事業名称使用及び同公式ロゴマーク使用承認申請書兼誓約書
- 事業概要
- ・事業実施団体の概要
- 事業収支計画書
- (2) 在バチカン日本国大使館による審査

在バチカン日本国大使館に提出された申請書に基づき同館での審査の上,「1 使用承認の条件」に従って審査を行う。使用を承認するものについては,審査結果を申請者に通知し,ロゴマークの電子データを申請者に送付する。

3 使用承認の取り消し

ロゴマーク使用承認の条件を遵守しない場合,使用承認時に付した遵守事項に違反して ロゴマークを使用した場合,ロゴマーク使用承認申請の内容に虚偽があることが判明した 場合等の際は,使用承認を取り消すとともに,使用物件の回収を求めることとする。

4 ロゴマーク使用承認申請問い合わせ先

ロゴマークの申請問い合わせ先は以下のとおりとする。

宛名:在バチカン日本国大使館

住所 Via Virgilio 30 Roma ITALIA (Embassy of Japan to the Holy See)

電話 +39-06-6880-2731

Email: japanemb. holysee@va. mofa. go. jp

(了)